

ID: 135

担当部署: 商工観光課

処分の概要	付属営業の承認		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場業務規則 第18条第2項		
例規番号	昭和49年規則第19号		
<p>【基準】</p> <p>第18条の規定による。 (付属営業の承認等)</p> <p>第18条 付属営業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 飲食店業、理容業、その他ビン詰、缶詰の加工品販売業 (2) 青果物の販売に関連する資材類の販売業</p> <p>2 前項の付属営業を行おうとする者(以下「付属営業人」という。)は、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名 (3) 承認を受けて行おうとする付属営業の種類</p> <p>4 町長は、第2項の承認に、市場の適正かつ健全な運営を確保するため、必要な条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日